

飲酒運転を防止するための校内ルール

長野県岡谷東高等学校

本校では、標記について、次のとおり定め、その目的を果たすこととする。

県教育委員会共通ルール

1 酒席に先立って

- ・ 酒席会場には、原則として自家用車では参加しない。
- ・ 運転代行での帰宅予定者については、飲酒前に運転代行を予約する。
- ・ 運転代行での帰宅予定者については、2次会以降の参加を認めない。
- ・ 飲酒の習慣がない教職員（体質的に飲酒できない等）は上記の限りではない。

2 酒席に際して

(1) 開会に先立ち実施

- ・ 幹事、管理職等は自家用車で会場に来ている者について確認し、その者について飲酒の有無、帰宅方法について確認する。
- ・ 運転代行での帰宅予定者については、その予約状況を確認する。

(2) 酒席終了時実施

- ・ 幹事、管理職等は帰宅方法について、改めて全員に確認をする。
- ・ 運転代行での帰宅予定者については、代行車への乗車を駐車場等で確認する。

3 対象となる酒席

- ・ 学校全体及び学年会、教科会の酒席等、勤務場所から直接酒席会場に向かうもの。

校内ルール

【1】職員自らの取組

日常生活での習慣づけで、「つい」や「うっかり」を防止する。

- ① 休みの日でも教職員であることを忘れない。 ② 翌日運転する予定がある場合は、夜遅くまで飲酒しない。 ③ 深酒をしてしまった翌日は運転しない。 ④ 運転に適した健康状態かどうか確認してから運転する。 ⑤ 飲み会の日には車で出勤しない(家族の送迎の協力も)。 ⑥ 地域の行事などで飲酒する可能性がある場合は、車で行かない。 ⑦ 飲酒するときは、車のキーを持ち歩かない。

【2】職員の自己管理を支援する取組

飲酒運転の防止のため、職場全体で、「飲酒運転は絶対に許さない」という機運を盛り上げ、それを組織風土として定着させる。

- ・ 目につくところに飲酒運転防止に関する啓発の掲示をする。
- ・ 職員から申し出があった場合は、管理職が車の鍵の保管を受け付ける。
- ・ 管理職は、部下職員の健康管理にも気を配る。
- ・ 飲酒運転の危険性や事故の悲惨さについて、被害者の立場に立ち、交通事故撲滅の視点で校内研修等を実施して、意識改革を図る。

【3】職場の飲み会で実施すること

- ① 案内文の中で、飲酒運転の注意喚起をする。 ② 飲み会の日には車で通勤しない、させない。
③ 帰宅方法を事前に確認する。 ④ 日頃から送迎の協力体制を作る(ハンドルキーパーを決め、全員の前で発表するなど)。 ⑤ 飲み放題などは避け、開催時間を短めにして、提供する酒類の量を限定する。 ⑥ 最初の乾杯時からソフトドリンクをテーブルに置いておく。 ⑦ 乾杯時に飲酒運転の注意喚起をする。 ⑧ 飲まない人、飲めない人に無理に飲ませない。 ⑨ 酒の注ぎ合いをしない。
(自分のペースを守る、守れるよう配慮する) ⑩ 閉宴時にも帰宅方法の再確認と飲酒運転の注意喚

起をする。⑪ 運転代行業者を利用する者がいる場合は本人が運転代行車に乗車するまで幹事等が見届ける。

【4】管理職として

- ・ 飲酒運転の反社会性について、意識の定着を図ります。
- ・ 飲酒運転を相互に戒め合う職場の雰囲気づくりをします。
- ・ 飲酒運転が他で発生した場合には、職員に知らせ注意を喚起します。

令和元年（2019年）6月26日策定・同日施行